

国自貨第31号の2
令和7年4月18日

公益社団法人 全日本トラック協会会長 殿

国土交通省物流・自動車局長
(公 印 省 略)

「一般貨物自動車運送事業者等が破産した場合における許可の取扱いについて」
の一部改正について

標記について、別添のとおり各地方運輸局長及び沖縄総合事務局長あて通達したので、了知するとともに、傘下会員（地方実施機関）に対し周知徹底を図られたい。

国自貨第31号の2
令和7年4月18日

全国貨物自動車適正化事業実施機関本部長 殿

国土交通省物流・自動車局長
(公 印 省 略)

「一般貨物自動車運送事業者等が破産した場合における許可の取扱いについて」
の一部改正について

標記について、別添のとおり各地方運輸局長及び沖縄総合事務局長あて通達したので、了知するとともに、傘下会員（地方実施機関）に対し周知徹底を図られたい。

国 自 貨 第 3 1 号
令和7年4月18日

各 地 方 運 輸 局 長 殿
沖 縄 総 合 事 務 局 長 殿

物流・自動車局長
(公 印 省 略)

「一般貨物自動車運送事業者等が破産した場合における許可の取扱いについて」
の一部改正について

今般、「一般貨物自動車運送事業者等が破産した場合における許可の取扱いについて（平成15年2月14日付け国自貨第105号）」の一部を別添新旧対照表のとおり改正するので、事務処理上、遺漏なきよう取り計らわれない。

○一般貨物自動車運送事業者等が破産した場合における許可の取扱いについて

(平成15年2月14日付け国自貨第105号)

改 正	現 行
国自貨第105号 制 定 平成15年2月14日 <u>一部改正 令和7年4月18日</u> 各地方運輸局長 沖縄総合事務局長 殿 <u>物流・自動車</u>局長 一般貨物自動車運送事業者等が破産した場合における許可の取扱いについて 一般貨物自動車運送事業者又は特定貨物自動車運送事業者（以下「事業者」という。）が破産又は所在不明により、一般貨物自動車運送事業又は特定貨物自動車運送事業（以下「事業」という。）が長期にわたり休止状態にある場合における事業の許可の取扱いについて、下記のとおり定めたので、了知のうえ、平成15年4月1日以降、本取扱いにより事務処理上遺漏のないよう取り計らわれない。 なお、「貨物自動車運送事業の所在不明事業者等の取扱いについて」（昭和52年11月14日付け自貨第133号）は、本年3月31日限りで廃止する。 記	国自貨第105号 制 定 平成15年2月14日 各地方運輸局長 沖縄総合事務局長 殿 <u>自動車交通</u>局長 一般貨物自動車運送事業者等が破産した場合における許可の取扱いについて 一般貨物自動車運送事業者又は特定貨物自動車運送事業者（以下「事業者」という。）が破産又は所在不明により、一般貨物自動車運送事業又は特定貨物自動車運送事業（以下「事業」という。）が長期にわたり休止状態にある場合における事業の許可の取扱いについて、下記のとおり定めたので、了知のうえ、平成15年4月1日以降、本取扱いにより事務処理上遺漏のないよう取り計らわれない。 なお、「貨物自動車運送事業の所在不明事業者等の取扱いについて」（昭和52年11月14日付け自貨第133号）は、本年3月31日限りで廃止する。 記

1 (略)

2 所在不明の場合

事業者が所在不明により事業活動が長期にわたり行われていない疑いのある事業者については、必要に応じて法第60条第4項の規定による事業場等への立入検査等を行い、一定の期間事業を行っていないと認められるときは、法第33条第1号に該当するものとして、許可の取消しを行うことができる。

附 則（令和7年4月18日付け国自貨第31号）

この通達は、令和7年5月1日から施行するものとする。

1 (略)

2 所在不明の場合

事業者が所在不明により事業活動が長期にわたり行われていない疑いのある事業者については、法第60条第4項の規定により事業場等への立入検査を行い、相当の期間事業を行っていないと認められるときは、法第33条第1号に該当するものとして、許可の取消しを行うことができる。

国自貨第32号の2
国自管第18号の2
令和7年4月18日

公益社団法人 全日本トラック協会会長 殿

国土交通省物流・自動車局
貨物流通事業課長
自動車情報課長
(公 印 省 略)

「「一般貨物自動車運送事業者等が破産した場合等における許可の
取扱いについて」の細部取扱い等について」の一部改正について

標記について、別添のとおり各地方運輸局自動車交通部長、関東・近畿運輸局自動車監査指導部長、各地方運輸局自動車技術安全部長及び沖縄総合事務局運輸部長あて通達したので、了知するとともに、傘下会員（地方実施機関）に対し周知徹底を図られたい。

国自貨第32号の2
国自管第18号の2
令和7年4月18日

全国貨物自動車適正化事業実施機関本部長 殿

国土交通省物流・自動車局
貨物流通事業課長
自動車情報課長
(公 印 省 略)

「一般貨物自動車運送事業者等が破産した場合等における許可の
取扱いについて」の細部取扱い等について」の一部改正について

標記について、別添のとおり各地方運輸局自動車交通部長、関東・近畿運輸局自動車監査指導部長、各地方運輸局自動車技術安全部長及び沖縄総合事務局運輸部長あて通達したので、了知するとともに、傘下会員（地方実施機関）に対し周知徹底を図られたい。

国自貨第32号
国自管第18号
令和7年4月18日

各地方運輸局自動車交通部長 殿
関東・近畿運輸局自動車監査指導部長 殿
各地方運輸局自動車技術安全部長 殿
沖縄総合事務局運輸部長 殿

物流・自動車局
貨物流通事業課長
自動車情報課長
(公印省略)

「一般貨物自動車運送事業者等が破産した場合等における許可の
取扱いについて」の細部取扱い等について」の一部改正について

今般、「一般貨物自動車運送事業者等が破産した場合等における許可の取扱いにつ
いて（平成15年2月14日付け国自貨第106号、国自管第132号）」の一部
を別添新旧対照表のとおり改正するので、事務処理上、遺漏なきよう取り計らわれ
たい。

○一般貨物自動車運送事業者等が破産した場合等における許可の取扱いについて」の細部取扱い等について

(平成15年2月14日付け国自貨第106号、国自管第132号)

改 正	現 行
国自貨第106号 国自管第132号 平成15年2月14日 一部改正 平成19年5月1日 一部改正 令和 7年4月18日 各地方運輸局自動車交通部長 関東・近畿運輸局自動車業務監査指導部長 殿 各地方運輸局自動車技術安全部長 沖縄総合事務局長運輸部長 <u>物流・自動車局</u> <u>貨物流通事業課長</u> <u>自動車情報課長</u> 「一般貨物自動車運送事業者等が破産した場合等における許可の取扱いについて」の細部取扱い等について 一般貨物自動車運送事業者又は特定貨物自動車運送事業者（以下「事業者」という。）が破産又は所在不明である場合の許可の取扱いについては、「一般貨物自動車運送事業者等が破産した場合等における許可の取扱いについて」（平成15年2月14日付け国自貨第105号。以下「局長通達」という。）において示されているところであるが、その細部取扱いを下記1及び2のとおり定めたので、事業者の破産又は所在不明による許可の取消しを行うに当たっては、「貨物自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について」（<u>平成21年9月29日付け国自安第73号、国自貨第77号、国自整第67号</u>。以下「行政処分等の基準通達」という。）によるほか、本取扱いにより適切に処理することとされたい。	国自貨第106号 国自管第132号 平成15年2月14日 一部改正 平成19年5月1日 各地方運輸局<u>（関東・近畿運輸局除く）</u>自動車交通部長 関東・近畿運輸局自動車業務監査指導部長 殿 各地方運輸局自動車技術安全部長 沖縄総合事務局長運輸部長 <u>自動車交通局貨物課長</u> <u>自動車交通局技術安全部管理課長</u> 「一般貨物自動車運送事業者等が破産した場合等における許可の取扱いについて」の細部取扱い等について 一般貨物自動車運送事業者又は特定貨物自動車運送事業者（以下「事業者」という。）が破産又は所在不明である場合の許可の取扱いについては、「一般貨物自動車運送事業者等が破産した場合等における許可の取扱いについて」（平成15年2月14日付け国自貨第105号。以下「局長通達」という。）において示されているところであるが、その細部取扱いを下記1及び2のとおり定めたので、<u>平成16年8月1日以降</u>、事業者の破産又は所在不明による許可の取消しを行うに当たっては、「貨物自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について」（<u>平成16年6月30日付け国自総第119号、国自貨第28号、国自整第36号</u>。以下「行政処分等の基準通達」という。）によるほか、本取扱いにより適切に処理することとされたい。

また、所在不明ではないが、違法行為を行っているおそれのある事業者に対する事業計画変更の認可等については、下記3によることとされたい。

なお、「貨物自動車運送事業の所在不明事業者等の取扱いについて」（昭和53年6月26日付け自貨第102号、自管第108号）は、本年3月31日限りで廃止する。

記

1（略）

2 所在不明事業者の取扱い

事業者が倒産等により所在不明であると疑われる場合の取扱いは、次のとおり措置するものとする。

(1) 所在不明として調査対象となる事業者

次のような事業者の中には、長期にわたって事業活動を行っておらず、事業としての実体が消失しているものがあるものと思料されるので、調査を行うこと。

ア 2年以上にわたって事業報告書及び事業実績報告書を提出していない事業者

イ 所在不明、倒産等の風評のある事業者

ウ 地方貨物自動車運送適正化事業実施機関（以下「適正化実施機関」という。）から所在不明営業所と報告のあった事業者

(2) 所在不明の確認方法

次のような手続きを経たうえで所在が明らかでない事業者については、事業の実体が消滅しているものとみなして許可の取消しを行うこと。

また、手続きの過程において所在は判明したが、認可を受けた事業計画と異なる形で事業を継続しているもの又は事業を継続しておらず継続の能力のないもの等については、必要に応じ行政処分を行うとともに、事業計画の変更申請を行わせ、又は事業の廃止の届出を行わせる等必要な措置を講ずること。

ア 当該事業者の主たる事務所及び営業所との電話連絡が不可能であり、かつ

また、所在不明ではないが、違法行為を行っているおそれのある事業者に対する事業計画変更の認可等については、下記3によることとされたい。

なお、「貨物自動車運送事業の所在不明事業者等の取扱いについて」（昭和53年6月26日付け自貨第102号、自管第108号）は、本年3月31日限りで廃止する。

記

1（略）

2 所在不明事業者の取扱い

事業者が倒産等により所在不明であると疑われる場合の取扱いは、次のとおり措置するものとする。

(1) 所在不明として調査対象となる事業者

次のような事業者の中には、長期にわたって事業活動を行っておらず、事業としての実体が消失しているものがあるものと思料されるので、調査を行うこと。

ア 2年以上にわたって営業報告書、事業実績報告書等を提出していない事業者

イ 所在不明、倒産等の風評のある事業者

(2) 所在不明の確認方法

次のような手続きを尽くしても所在が明らかでない事業者については、事業の実体が消滅しているものとみなして許可の取消しを行うこと。

また、手続きの過程において所在は判明したが、認可を受けた事業計画と異なる形で事業を継続しているもの又は事業を継続しておらず継続の能力のないもの等については、必要に応じ行政処分を行うとともに、事業計画の変更申請を行わせ、又は事業の廃止の届出を行わせる等必要な措置を講ずること。

ア 当該事業者の主たる事務所及び営業所との電話連絡が不可能であり、かつ

文書を発しても所在不明の理由で返送され、又は応答のないこと。

イ 法人登記簿又は住民票等による事業者（法人の場合は役員）の所在あてに文書を発しても所在不明の理由で返送され、又は応答のないこと。

ウ 当該事業者の主たる事務所及び営業所が所在することとなっている現地に赴いて近隣から状況を聴取する等により状況を確認すること。ただし、適正化実施機関が現地確認した資料により判断できる場合はその限りでない。

(3) 所在不明事業者の許可取消し手続き

許可取消し手続きに関しては、(2)の確認の結果、一定期間（概ね1年程度）事業を行っていないと認められるときに、次の諸点に留意して行うものとする。なお、法第64条に基づく立ち入り検査は必ずしも必要としない。

ア 許可の取消し手続きに当たっては、法施行規則第43条及び行政手続法の規定によるほか、当該不利益処分の名あて人となるべき者に対する聴聞の通知について、都道府県トラック協会の機関誌等への掲載、適正化実施機関による調査等その他の実質的な通知努力もできる限り尽くすこと。

イ 許可取消し処分は、当該不利益処分の名あて人に対して書面で通知する必要があると考えられるが、名あて人たる事業者が所在不明である場合には、行政手続法（平成5年法律第88号）第15条3項の規定に基づき公示により通知に代えることができると解されるので、上記アに準じた措置をとること。

(4) 略

3 (略)

附 則（平成19年5月1日付け国自貨第11号、国自管第10号）

文書を発しても所在不明の理由で返送され、又は応答のないことが二度以上続くこと。

イ 法人登記簿又は住民票等による事業者（法人の場合は役員）の所在あてに文書を発しても所在不明の理由で返送され、又は応答のないことが二度以上続くこと。

ウ 当該事業者の主たる事務所及び営業所が所在することとなっている現地に赴いて近隣から状況を聴取する等により状況を確認すること。

(3) 所在不明事業者の許可取消し手続き

許可取消し手続きに関しては、局長通達2の立入検査の結果、相当の期間事業を行っていないと認められるときに、次の諸点に留意して行うものとする。

ア 許可の取消し手続きに当たっては、法施行規則第43条及び行政手続法の規定によるほか、当該不利益処分の名あて人となるべき者に対する聴聞の通知について、都道府県トラック協会の機関誌等への掲載、地方貨物自動車運送適正化事業実施機関による調査等その他の実質的な通知努力もできる限り尽くすこと。

イ 許可取消し処分は、当該不利益処分の名あて人に対して書面で通知する必要があると考えられるが、名あて人たる事業者が所在不明である場合には、公示により通知に代えることができると解されるので、上記アに準じた措置をとること。

(4) 略

3 (略)

附 則（平成19年5月1日付け国自貨第11号、国自管第10号）

この通達は、平成１９年６月１日から施行するものとする。

附 則（令和７年４月１８日付け国自貨第３２号、国自情第１８号）

この通達は、令和７年５月１日から施行するものとする。

この通達は、平成１９年６月１日から施行するものとする。